

# 「勤労福祉会館条例施行規則」別表新旧対照表

## 1 駐車場(減免)

旧			
区分			使用料
1月4日から 12月28日まで	午前8時30分から 午後9時30分まで	1回1時間まで	円 0
		1回1時間を超え 4時間まで	310
		1回4時間を超えた場合は、310円に4時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	
	上記以外の時間	30分までごとに	100

新(R2.4.1以降)			
区分			使用料
1月4日から 12月28日まで	午前8時30分から 午後9時30分まで	1回1時間まで	円 0
		1回1時間を超え 4時間まで	320
		1回4時間を超えた場合は、320円に4時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	
	上記以外の時間	30分までごとに	100